

川管理施設の機能回復に要した費用を限度として負担させること。

(5) 第六十八條第二項（附帯工事の原因者負担金）の処分基準について

第六十八條第一項の附帯工事に関する費用について、当該附帯工事の原因となった河川工事が他の工事又は他の行為により必要を生じた場合には、河川法第十八条及び前条の処分基準の例によること。

(6) 第七十五條（監督処分）の処分基準について

監督処分を行おうとする場合には、処分の原因及び対象、河川管理上の支障の程度、態様等からみて必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、河川管理上必要な範囲において、比例の原則に照らし、違反の程度や河川管理上の支障の程度から相当と認められるものを選択すること。

2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について

(1) 第八條（原因行為者への工事施行命令）の処分基準について

原因行為者への砂防工事又は砂防設備の維持（以下「砂防工事等」という。）の施行の命令は、他の工事、作業その他の行為が砂防工事を実施する必要を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その

結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水・砂防の支障を生じさせないときに、当該砂防工事等の施行を命じることができるものであること。

また、原因行為者に対する施行命令の範囲は、原則として当該砂防工事の必要を生じさせた限度とする。

なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を実施させることが治水・砂防の支障を生じさせないおそれがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じないこと。

(2) 第十六條（原因行為者の工事費用負担命令）の処分基準について

砂防工事の必要を生じさせた他の工事、作業その他の行為の費用負担者に当該砂防工事の費用を負担させるに当たっては、当該砂防工事が砂防法第八条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を都道府県知事等が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させること。

(3) 第二十九條（許可の取消、原状回復命令

等）の処分基準について

本条に基づく処分は、例えば砂防工事を実施するため必要を生じたとき、許可に係る行為が土砂の流出のおそれその他の治水・砂防に著しい支障を生ずることとなったとき等、治水・砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、治水・砂防の観点から真に必要な範囲において、比例の原則に照らし、相当と認められるものを選択すること。

(4) 第三十條（違反事実発生、損害予防設備命令）の処分基準について

本条に基づく処分は、法律、命令又は許可の条件に違反した者に対し、治水・砂防の観点から必要な場合に行うことができるものとし、処分を行う場合の方法についても、比例の原則に照らし、違反の程度や治水・砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択すること。

○行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について

平成六、九、三〇 建設省河政発第五二 建設省河政発第七三  
建設省河政発第一八 建設省河政発第五〇  
各地方建設局河川部長 建設省河川局水政課長  
北海道開発局建設部長 建設省河川局治水課長  
水防総合事務局建設部長 建設省河川局開発課課長  
各都府県土木課課長 建設省河川局砂防部砂防課長

行政手続法（平成五年法律第八十八号、以下「本法」という。）の施行及びその施行に伴う河川法等における処分基準の策定等については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成六年九月三十日建設省河政発第五十二号各地方建設局長、北海道開発局長、沖繩総合事務局局長及び各都道府県知事あて河川局長通達。以下単に「局長通達」という。）により通達したところであるが、局長通達所掲の法令及び河川局所管の他の法令の運用に当たっては、下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、速やかに関係事項を数都下市町村長に周知方取り計らわれたい。

記

一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について

1 河川法（昭和二十九年法律第五十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について

(1) 第二十條（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）関係

局長通達五・一(1)①の「具体的な計画」とは、例えば、いわゆる指定区内外の一級河川における河川工事の実施に関する計画である「改修計画」、指定区内の一級河川又は二級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものであること。

(2) 第二十三條（河川の流水の占用の許可）関係

(1) 局長通達五・一(2)の①の審査に当たっては、水利使用に係る事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外の水源への代替可能性等を勘案し、総合的に判断すること。

(2) 局長通達五・一(2)の②の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による

許可等に係る事業内容と整合が図られていること。

② 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。

③ 水利使用の許可に係る取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。

④ 他の水利使用、漁業等の調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがある者が存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましいこと。

(3) 局長通達五・一(2)の③の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 取水予定量が、基準河川流量（十年に一回程度の洪水年における取水予定地点の洪水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであること。

② 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準（案）」を参考とすること。

(4) 局長通達五・一(2)の④の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 水利使用に係る土地の占用及び工作物の新築等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。

② 局長通達五一④の「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土壌崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいうものであること。

(3) 第二十六条第二項（工作物の新築等の許可）関係  
局長通達五一⑤の審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。

(1) 河川区域内の土地における工作物の除却について  
工作物が設置される以前の河川の状況に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするために措置を併せて行わせることとする。

(2) 埋立等に係る河川の河口附近の海面において河川の流水を滞留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について

① 河川水位に与える影響が著しく小さいこと。

② 著しい河床変動（河川及び河口部の堆砂・洗掘・低下）を生じないこと。

③ 河川及び河口部の波浪高（高潮時を含む）が大きくなりすぎないこと。

④ 河川への津波の侵入を助長しないこと。

⑤ 河川及び河口部の水質が悪化しないこと。

(4) 第二十七条第一項（土地の掘削等の許可）関係  
局長通達五一⑥の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 掘削及び切土

① 掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。

② 掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。

③ 局部的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないように施行すること。

(2) 盛土

① 上流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。

② 当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。

③ 盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起すものではないこと。

(3) 竹土木の栽植  
竹木の栽植を許可するに当たっては、「河川等の植樹禁断（案）」（昭和五十八年十二月一日建設省河川局長通達）及び河川局治水課作成に係る「河川内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン（案）」（平成五年十一月十日）によるものとする。

(4) 竹木の伐採  
竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成六年七月八日建設省河川局長通達）及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」（平成六年七月八日建設省河川局長政課長・治水課長通達）によるものとする。

(5) 第二十八条第一項（竹木の漂滞等の制限等）関係  
局長通達五一⑦の運用に当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」（昭和四十五年十月七日建設省河川局長政課長通達）記第一及び第二により審査すること。

(6) 第二十九条第二項（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可）関係  
局長通達五一⑧の河川の流水等について

河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為として、第十六条の八第一項の規定により河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合のうち、雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。

① 堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。

② 堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の滞下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

③ 排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。

④ 汚物若しくは廃物を投棄しないこと。

(7) 第三十条第一項（許可工作物の完成）関係  
局長通達五一⑨の運用に当たっては、位置・構造・規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種別に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 河川管理施設と効用を兼ねる施設について

① 河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。

② 観測施設・通報施設及び警備施設が、それぞれ機能に依り的確に作動すること。

(2) 堤防を掘削して設置される工作物について  
掘削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。

(8) 第三十四条第一項（権利譲渡の承認）関係  
局長通達五一⑩の審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第二十三条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占用の権利を上水道のための流水の占用の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。

一方、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。

また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができるものと認められる者である場合に承認することができるものであること。

(9) 第五十五条第一項（河川保全区域における行為の許可）  
局長通達五一⑪の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。

(1) 土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状を変更する行為について

① 掘削及び切土について  
イ 当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。  
ロ 基礎漏水の原因とならないものであること。

② 盛土について  
イ 堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。  
ロ 河川管理施設の維持管理上支障がないこと。

(2) 工作物の新築又は改築について

① 当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。

② 基礎漏水の原因とならないものであること。

③ 止水性のある工作物にあつては、堤防内の浸潤面の土質の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。

(10) 第五十七条第一項（河川平定地における